

～西之表市交通人材確保対策事業～

バスやタクシー運転手などの担い手を支援します！



主な支援の内容



奨励金の支給
(就職時)



継続奨励金の支給
(就職後3年間)



家賃補助
(就職後3年間)



2種免許の取得費助成

対象者

・西之表市民の方
※第2種運転免許を保有しているUターン者や市内在住者で、市内を営業区域として運行している交通事業所に新たに勤務する方

・市内を営業区域として現に運行している交通事業所

支援の内容によって対象者や条件、提出書類が異なりますので、詳細については、裏面及び下記の間合せ先までお問い合わせください。

お問い合わせ先

西之表市役所 企画課 政策推進係
〒891-3193 鹿児島県西之表市西之表7612番地
TEL: 0997-22-1111(代表) FAX: 09997-22-0295
Email: seisaku@city.nishinoomote.lg.jp

～西之表市交通人材確保対策事業～

個人向け

交通人材確保対策事業

第2種運転免許を保有しているUターン者や市内在住者で、市内を営業区域として運行している交通事業所に**新たに勤務する方**に対して奨励金等を支給します

◇対象者の必須条件

西之表市に住所登録があること

- ・ ①Uターン者には家賃補助と家族加算
- ・ ②市内在住者には就職奨励金を支給
- ・ Uターン者、市内在住者を対象に、勤続奨励金を3年目まで支援

①Uターン者（本市へ転入後6カ月以内に就職する方）

● 第2種運転免許を保有し、市内を営業区域として運行している交通事業所に**新たに勤務(常勤)**する方を対象

- Uターン就職者奨励金 20万円
- 新卒等就職者奨励金 5万円
- 家族加算（1人5万円※4名まで）
- 家賃補助（1/2※上限月額3万円）3年間

②市内在住者（すでに西之表市に住所登録をしている方）

● 第2種運転免許を保有し、市内を営業区域として運行している交通事業所に**新たに勤務する方**を対象

- 就職者奨励金（商品券支給） 常勤5万円
非常勤2万5千円
- 新卒等就職者奨励金 常勤5万円
非常勤2万5千円

★ Uターン者、市内在住者として就職した方

➢ 勤続奨励金(商品券)

1年目 5万円 → 2年目 5万円 → 3年目 5万円

事業者向け

第2種運転免許取得支援事業

第2種運転免許の取得費用に対して、経費相当額を補助します

◇対象者の必須条件

- ・ 市内を営業区域として現に運行している交通事業者であること

↓

- ・ バス事業者
（道路運送法第4条のうち、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切乗合旅客自動車運送事業を行う交通事業者）
※一般貸切乗合旅客自動車運送事業については、本市からスクールバスの運行の委託を受けている事業者に限る
- ・ タクシー事業者
（道路運送法第4条のうち、一般乗用旅客自動車運送事業を行う交通事業者）

対象	補助内容	補助額
バス事業者	市内の営業区域の運行に従事するものが取得する、第2種免許（大型・中型・普通）の取得に要した経費のうち、指定自動車教習所の教習料並びに運転免許試験場での適性検査及び学科試験に要した経費	経費に相当する額 ※上限額 27万円
タクシー事業者	市内の営業区域の運行に従事するものが取得する、第2種免許（大型・中型・普通）の取得に要した経費のうち、指定自動車教習所の教習料並びに運転免許試験場での適性検査及び学科試験に要した経費	経費に相当する額 ※上限額 15万円

◇その他条件

- ・ 交通事業者は、補助対象となる従業員を6か月以上継続して雇用していること。
- ・ 補助対象となる従業員1人につき、1回限りとする。